

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ(所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ) 申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

(平成29年2月受付分)

【金銭】

<福祉推進のために>

○及川 武様 (花月町 178回)	5,000円	○国際ソロプチミスト北見様	50,000円
○カレンダーリサイクル市実行委員会様	50,000円		

<故人が生前お世話になったため>

○寒河江 博様 (端野町)	30,000円	○武田 芳博様 (端野町)	30,000円
○寒河江 道雄様 (端野町)	20,000円	○茂利 信一様 (端野町)	50,000円
○魚石 政美様 (大空町)	20,000円	○土田 健次様 (留辺薬町)	10,000円
○松下 朗弘様 (端野町)	30,000円	○池田 孝志様 (留辺薬町)	20,000円
○原 キク子様 (留辺薬町)	20,000円	○江口 三重子様 (端野町)	30,000円
○所 健一様 (常呂町)	30,000円	○佐々木 年子様 (留辺薬町)	10,000円

<各種祝い返しにかえて>

○鹿野内 みゆき様 (端野町)	10,000円
-----------------	---------